無電柱化の推進に関する法律 （概要）

私が前職時代に携わった無電柱化推進法が、平成28年12月9日にようやく成立しました！

目黒区議会議員になってからも、木造住宅密集地域等の無電柱化や、地域振興・環境美化の観点からの地上変圧器のラッピング化などを実現するよう、議会において質問･提案などしてきましたが、この法律の成立によって無電柱化は更に進展すると考えます。

今回は、成立した無電柱化推進法の概要をお知らせします。

これからも、防災力向上と地域振興のために、目黒区内の無電柱化を推進して参ります！

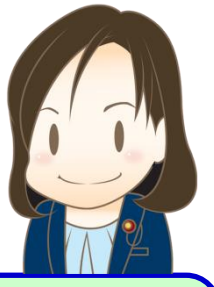

◎推進計画

国
無電柱化推進計画
策定・公表

→

都道府県
都道府県版の無電柱化推進計画
策定（努力義務）

→

区市町村
区市町村版の無電柱化推進計画
策定（努力義務）

国土交通大臣（国）は、基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表しなければなりません。そして、都道府県は、国の計画を基本として、区市町村は、都道府県の計画を基本として、それぞれ無電柱化推進計画を策定する努力義務を負います。

東京都は、既に東京都無電柱化計画を持っており、目黒区も、「電線類地中化整備基本方針」に基づき、区道における電線類の地中化を推進していますが、この法律の制定によって、更なる無電柱化の推進のため、これらの計画・方針の見直し等が予想されます。

◎推進に関する施策

法律に定められたもののうち、主なものをご紹介します。

① 国・地方公共団体は、災害防止、安全・円滑な交通の確保等を図るため、無電柱化が必要な道路について占用の禁止・制限等をする。

② 道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、道路上の電柱・電線の新設を抑制し、既存の電柱・電線の撤去が可能な時は撤去する。

③ 国・地方公共団体・関係事業者は、無電柱化推進のための調査研究・技術開発等を推進し、成果の普及を行う。

④ 国・地方公共団体・関係事業者は、無電柱化工事の効率的な施工のため、相互に連携を図り協力する。

⑤ 国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担の下、これらの者がその役割分担に応じて無電柱化の費用を負担する。

→

① ほとんどの場合、道路上の電柱は占用許可を得て建っていますので、占用の禁止・制限が実施されると電柱を建てられなくなります。

② 一定の事業に限定されますが、電柱・電線の新規設置の抑制と、既存の電柱・電線の撤去が行われますので、無電柱化の推進に寄与すると考えられます。

③④ 現在、無電柱化は、1km あたり5．3億円もかかります。技術開発等をするだけでなく、昼間に工事をして夜に埋戻し、朝にまた掘り返す非効率な工事を見直すなどして、コストダウンをすることが必要不可欠です。

⑤ 無電柱化には上記の通り費用がかかります。誰かに片寄せするのではなく、関係者全員が役割分担に応じて負担することで、無電柱化がより推進することになります。